

# 円滑な施工確保に向けた各種取り組みについて ( 営繕 )



国土交通省 関東地方整備局

営繕部

## 次 第

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申  
(社会資本整備審議会)  
－公共建築工事の発注者の役割－
2. 営繕工事の円滑な施工確保に向けた取組

## 公共建築工事において

- 「1. **発注者の役割**」を明確にし、  
「2. **その役割を果たすための方策**」  
を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正 (発注者責務の規定)  
○ 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村3割で技術者ゼロ)  
○ 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)  
○ 一方で、公共建築工事において、発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

## 1. 発注者の役割

A：企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)

B：公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映</li> <li>企画・予算措置を行う事業部局との連携</li> </ul>
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ</li> <li>最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定</li> <li>民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映</li> </ul>
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

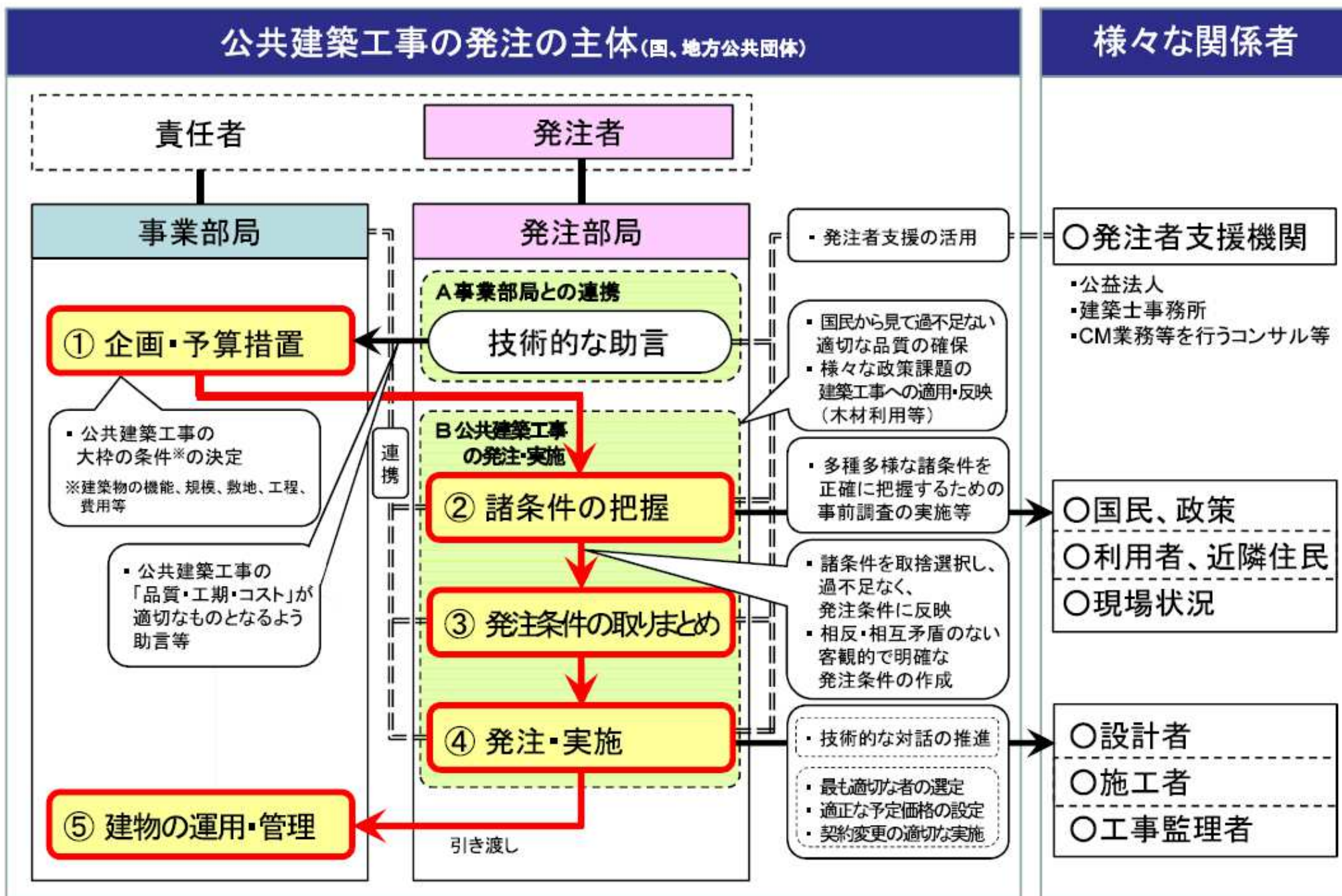
民間建築工事との対比

公共土木工事との対比

## 2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの  
公共建築工事の  
適切な実施に資する



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

- 小規模工事を主な対象とし、**営繕工事における円滑な施工確保のための取組み**を継続的に実施。  
 （H25年10月以降、順次取組を強化。これらの取組を継続、必要な改善・工夫。）

## 課題及びご意見等

### 参加要件が整わない

- ・ 技術者配置や職人確保が困難
- ・ 直轄工事の実績がない
- ・ 年度末に工期が集中

### 実勢価格の反映

- ・ 実勢価格と乖離
- ・ 現場条件等に応じた積算
- ・ 他工種が多い工事の積算
- ・ 設計変更の透明性と公平性

### 施工時の負担が大きい

- ・ 条件明示が不足、不明瞭
- ・ 工事書類が煩雑
- ・ 改修等における施工手間
- ・ 潜在リスクの低減
- ・ 適切な変更協議の実施

### 応札時の負担軽減

- ・ 積極的な情報発信と提供の工夫
- ・ 発注情報のきめ細かい公表
- ・ 入札時の提出書類簡素化

地方公共団体等への周知  
 担い手不足、入職しやすい環境作り

## 円滑な施工確保のための取組み

### (1) 適正な参加要件と工期設定

- 必要最低限の参加要件(工事实績等)設定
- 適切な等級の設定
- 工事成績相互利用型総合評価方式の試行
- 適正な工期設定と施工時期の平準化

### (2) 現場条件や実勢価格を反映した積算

- 取引実態をふまえた積算
- 「見積活用方式」の試行
- 共通費積上げ工夫と工期連動型共通費算定
- 積算数量の明確化と協議の円滑化
- インフレスライド等の確実な対応

### (3) 工事管理の効率化

- 分かりやすい施工条件明示
- 工事関係図書等の効率化
- 必要な設計変更等の措置

### (4) 入札時の負担軽減、情報提供の工夫

- 発注予定情報の提供の工夫(HP、RSS、メール配信)
- 工事内容、施工条件を分かりやすく伝える工夫  
 (公告時に工事概要書の参考配布)

- ・ 公共相談窓口の活用、会議等による情報発信
- ・ 担い手の中長期的な育成・確保のための取組み

## 今後の継続的な取組

1. 発注規模の適正化
2. 適正工期の設定
3. 平準化を考慮した発注計画
4. 「営繕積算方式」の普及・周知
5. 適切な設計変更
6. 工事関係図書等の効率化の継続的实施
7. 入札手続きの効率化
8. 発注情報の早期提供
9. 発注者間の連携強化と支援
10. 将来の担い手育成

# 実績要件の緩和(耐震改修工事の例)

## ■ 企業に求める施工実績要件 (例 ①)

平成13年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し  
が完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を  
有すること。

(ア) RC造、SRC造又はS造で建築物の構造体の耐震改修(耐震スリット  
のみの改修は除く)工事

(イ) RC造、SRC造又はS造の建築物の建築一式工事

(躯体、外装及び内装を含む新築又は増築(増築にあつては増築部分))

## ■ 配置予定技術者に求める工事経験(例 ①)

一人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した上記(ア)又は  
(イ)のいずれかの要件を満たす工事経験を有すること。

## ■ 企業に求める施工実績要件(例 ②) <規模が大きい場合>

平成13年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し  
が完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を  
有すること。

(ア) RC造、SRC造又はS造で延べ面積 $100\text{m}^2$ 以上の建築物の構造体の  
耐震改修(耐震スリットのみの改修は除く)工事

(イ) RC造、SRC造又はS造で延べ面積 $100\text{m}^2$ 以上の建築物の建築一式  
工事(躯体、外装及び内装を含む新築又は増築(増築にあつては増築部分))

※ 配置予定技術者に求める工事経験(例 ②)は、上記(ア)、(イ)の面積要件を  
緩和する。

※ 面積要件を設定する場合は、工事特性を踏まえた必要最低限の要件とする。

## 留意事項

### 【企業に求める要件】

- 実績工事は、**民間工事、官公庁工事のいずれ  
でも**申請が可能。  
(評価の優劣はなし。)

- 「(ア)又は(イ)」と明示している場合は、**いず  
れの実績でも可。**

- 実績工事の要件として、**施工能力評価型で改  
修の場合は、原則として数値条件を付さない。**  
(構造・面積等の数値が明示されている場合  
は、それを下回らないように留意。)

- CORINSで、建物の構造・規模、配置予定技  
術者の従事実績等が確認できない場合がある  
ため、**提出前にCORINSの出力内容を必ず  
確認。**

- 民間工事等を含めCORINSで確認できない場  
合は、**構造・規模、用途、配置予定技術者の  
契約書の写し及び施工実績や工事経験が確  
認出来る必要最小限の図面を必ず添付。**

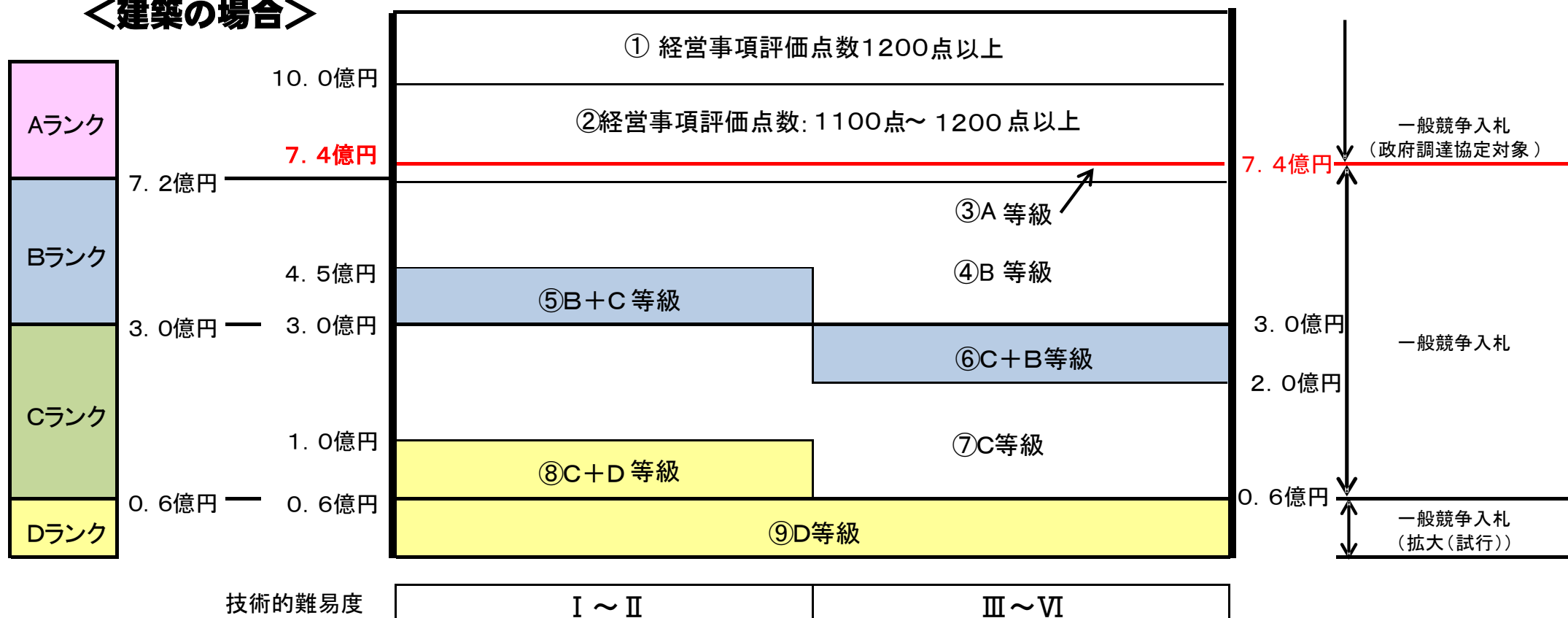
### 【配置技術者に求める要件】

- 配置予定技術者の経験については、**「役職(現  
場代理人、監理技術者等)」は問わない。**  
(当該工事に従事した担当技術者でよい。)

- 配置予定技術者は、複数名(2人以上)申請す  
ることが可能。**※ ただし、すべての者が参  
加要件を満足する必要がある。**

# 工事等級と地域要件の設定

## <建築の場合>



## <地域要件 (本店等の所在地) >

- ①, ② : WTO対象のため地域要件は付さない
- ③, ④ : 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ⑤ : B業者については関東地方整備局管内に本店(本社)・支店・営業所  
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)
- ⑥ : C業者については施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所  
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ⑦ : 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ⑧ : C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)
- ⑨ : 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)

# 企業の技術力が十分発揮できる競争環境競争環境の確保

## ○工事成績相互利用型総合評価方式（関東地方整備局 営繕工事）

### 【目的】

1. 公共建築工事において競争参加者の参加を促す。
2. 工事成績データの共有化・相互利用の促進による、発注者間の連携強化を図る。

### 【試行の概要】

国（官庁営繕関係）の統一基準である「**工事成績評定要領**」に基づき評定点を算出・登録した工事成績相互利用登録機関※の各府省等の工事成績データを、「競争参加資格」及び「総合評価落札方式の評価項目」において活用する取組み。

（※工事成績相互利用登録機関）

衆議院、参議院、最高裁判所、国立国会図書館、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、**国土交通省**、環境省、防衛省 等

### 【対象工事】

- 工事区分 : **営繕工事**
- 対象工事 : 建築工事（建築工事）、電気設備工事（電気設備工事）、機械設備工事（暖冷房衛生設備工事）、エレベーター設備工事（機械設備工事） ※（ ）は国土交通省工事種別
- 総合評価タイプ : 施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）、技術提案評価型S型（WTO以外・WTO対象）

### 【登録機関の工事成績データの活用】

#### ①【競争参加資格（欠格要件）】

- 1) 同種工事が「工事成績評定点65点未満」を登録機関の工事成績を用いて評価
- 2) 当該工事工種の過去2年間の「工事成績評定点が平均点60点未満」を登録機関の工事成績を用いて評価

#### ②【評価項目】

- 1) 企業の工事成績評定点を登録機関の工事成績を用いて評価
- 2) 配置予定技術者の工事成績評定点を登録機関の工事成績を用いて評価



# 現場実態を考慮した適切な工期の設定

## ○ 適切な工期設定に関する配慮事項

### 発注者の責務

**発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする**

(「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照)

**発注者は、「適切な工期」を実施するために、以下の事項に配慮する。**  
 なお、工事費が工期に連動することに留意する。

#### ① 予算措置段階

予算措置段階における工期の設定が、以降の対応に大きく影響することを念頭において、適切な工期の設定に努める。工事实施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

#### ② 設計、工事発注段階

- **自然的要因**(多雪、寒冷、多雨地域、地質、透水など)、**社会的要因**(労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など)、**休日**等による**不稼働日**を踏まえた工期を設定する。
- 特定の**施工条件**は**設計図書**に**明示**し、それらを考慮して工期を設定する。必要に応じて、**施工手順**を図示することも検討する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、設備の最終調整や各完了検査などを考慮し、**実情に応じた工期**を設定する。

#### ③ 施工段階

当初発注時には予見できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り**設計変更等**を適時適切に実施する。

# 余裕期間の設定

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
  - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
  - (2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・片付け期間を含む。

※建設業団体等との意見交換を踏まえ整理

## ○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適切な予定価格を設定するためのポイント

### (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した**単価及び価格**の設定が必要

- 工事内容や施工条件に応じた、適切な単価を算定するため、市場単価を補正する「市場単価補正方式」の採用
- 実勢価格の把握が困難な場合に、入札参加者から見積を徴収して予定価格に反映する「見積活用方式」の採用

### (2) 現場実態を反映した**共通費**(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示が必要

- 揚重機、仮設用地借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通費に積上げ(契約変更で精算も可能)
- 共通仮設費の積上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**にかかる取組
- **地域外労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を契約変更で精算し、共通費に積上げ

### (3) 現場実態を考慮した適切な**工期**の設定が必要

- 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更

### (4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な**契約変更**が必要

- 施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動に伴うスライド条項の適切な運用を徹底



## ○ 地方公共団体への支援

- 『**営繕積算方式**』の地方公共団体への**普及・促進**及び「**公共建築相談窓口**」における相談対応の推進

国土交通省では、公共建築工事の一般管理費等率を見直し、公共建築工事積算基準を改定。

本改定は、平成29年1月以降入札公告する営繕工事から適用。

- 今般、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念にのっとり発注者の責務を果たすため、建設企業を対象とした財務実態調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、公共建築工事積算基準を改定した。
- 今回の改定は、平成29年1月1日以降に入札公告を行う営繕工事※から適用する。

※国土交通省官庁営繕部、各地方整備局営繕部・営繕事務所、北海道開発局営繕部及び沖縄総合事務局開発建設部が発注を担当する営繕工事

【国土交通省HP】

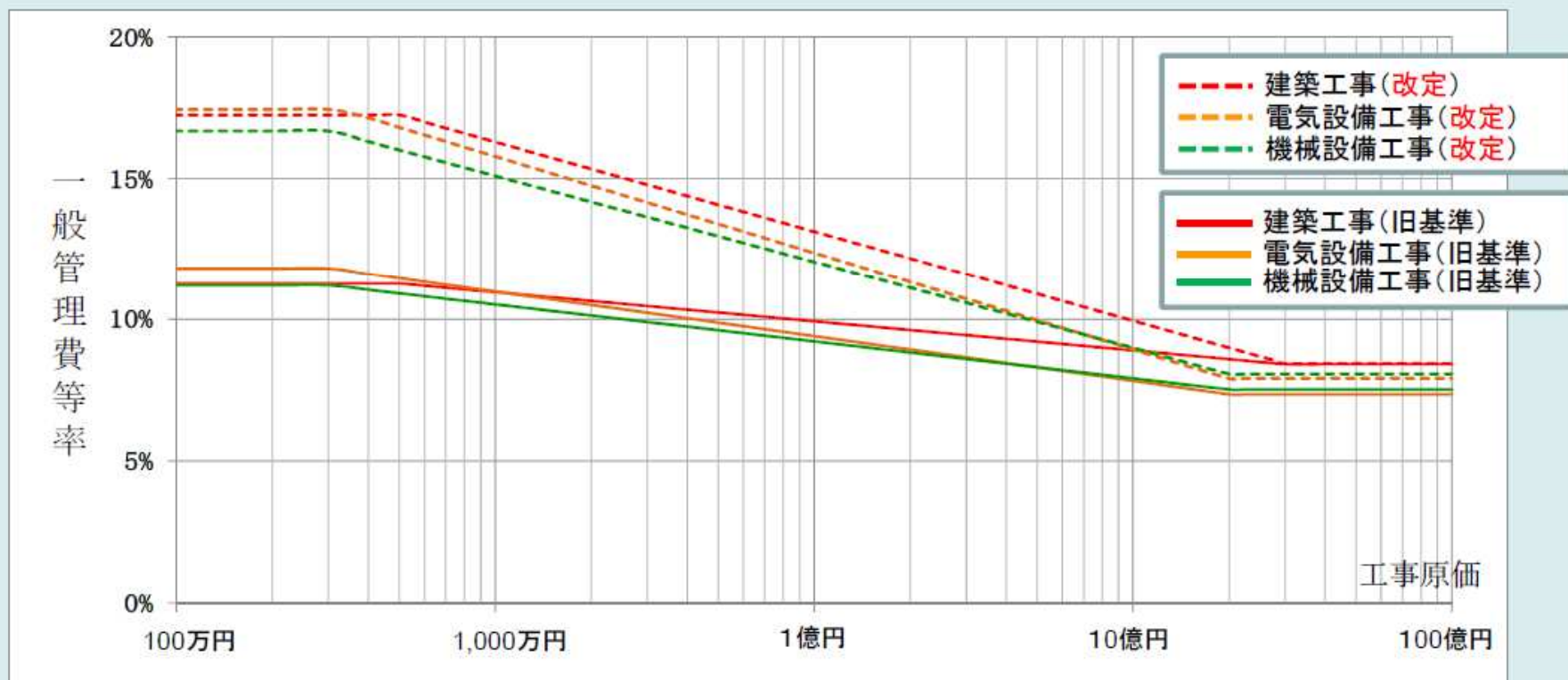
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html#2-6](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-6)

# 公共建築工事積算基準の改定(一般管理費等率の改定など)

## 概要

建設企業の財務実態調査結果等に基づき、**一般管理費等率を改定**、併せて、**下請企業の経費率も改定**

## 改定内容(一般管理費等率)



工事原価	旧基準			→	改定		
	500万円以下 <sup>(注)</sup>	500万円を超え30億円以下 <sup>(注)</sup>	30億円を超える <sup>(注)</sup>		500万円以下 <sup>(注)</sup>	500万円を超え30億円以下 <sup>(注)</sup>	30億円を超える <sup>(注)</sup>
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(Cp)$	8.41%		17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(Cp)$	8.43%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(Cp)$	7.35%		17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(Cp)$	8.06%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(Cp)$	7.52%		16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(Cp)$	8.07%

(注) 電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

Cp : 工事原価(千円)

○ 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行

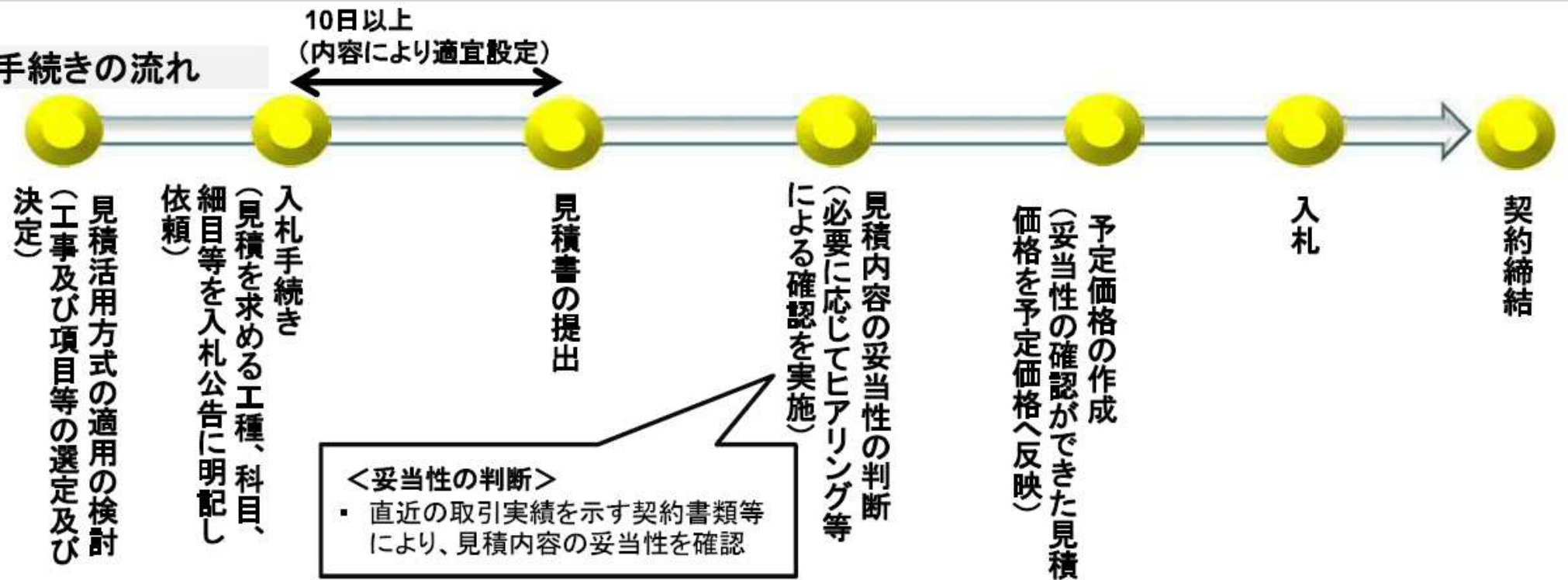
## ◆ 「見積活用方式」の概要

入札の不調・不落が発生している工事において、公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を作成する方式

## ◆ 対象工事及び項目

対象工事：標準積算と実勢価格に乖離が生じ、不落になった工事等  
対象工種：直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目、並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分  
例) 鉄筋工事(加工組立)や型枠工事の単価

## ◆ 手続きの流れ



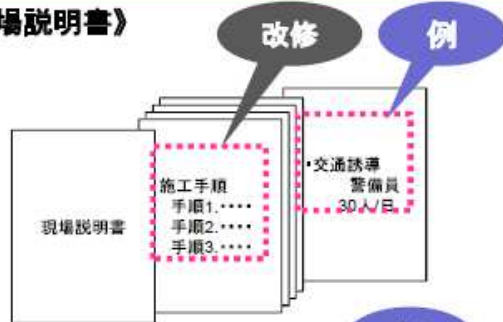
# 現場実態を反映した共通費の算定と施工条件の見える化

- 共通仮設費積上げ項目である**仮囲い、交通誘導警備員等を施工条件として明示**
- 工程に影響を及ぼす**施工区分・手順を施工条件として明示**→工事費内訳書の作成に反映

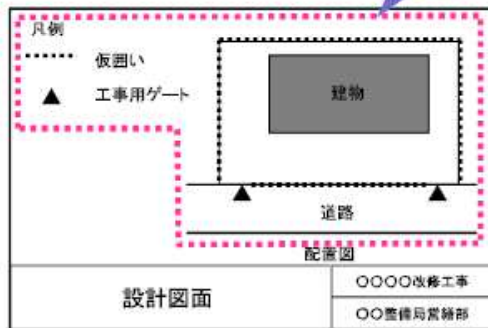
精算変更も可能に

## ※設計図書への施工条件明示のイメージ

### 《現場説明書》



### 《設計図面》



## 【例】仮囲い、工専用出入口、交通誘導警備員に関する施工条件明示

共通仮設費（積上分） 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費 (率算定分)	※共通仮設費率により算定	1	式			
小計						
共通仮設費 (積上げ分)	※積上げにより算定					
仮囲い	万能鋼板 H=2.0m	243	m			
工事用ゲート		2	ヶ所			
交通誘導警備員		30	人			
揚重機械器具		1	式			別紙 00-001
小計						
計						

例

現場実態を踏まえて、標準的な配置計画では、施工が困難と考えられる場合は、揚重機の能力や設置期間等について施工条件明示を検討

## 参考【改修(例)】改修工事の工程(作業範囲及び手順)等に関する施工条件明示

### 作業範囲毎に区分した工事内訳書の作成

直接工事費 細目別内訳						
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考	
直接仮設		1	式	0,000,000		
計				0,000,000		
内装改修	撤去	1	式	0,000,000		
内装改修	改修	1	式	0,000,000		
計				0,000,000		

直接工事費 細目別内訳						
科目	数量	単位	単価	金額	備考	
撤去	200	㎡	000	000		
高さH	110	m	000	000		
厚12.5 不燃鋼製下地 鋼り (02-0)	300	㎡	000	000		
厚12.5 不燃鋼製下地 鋼り (02-0)	200	㎡	000	000		
計				000		

直接工事費 細目別内訳						
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考	
撤去	作業範囲A	1	式	000,000		
撤去	作業範囲B	1	式	00,000		
撤去	作業範囲C	1	式	000,000		
撤去	作業範囲D	1	式	00,000		
計				0,000,000		
内装改修	作業範囲A 撤去	1	式	000,000		
内装改修	作業範囲B 撤去	1	式	00,000		
内装改修	作業範囲C 撤去	1	式	000,000		
内装改修	作業範囲D 撤去	1	式	00,000		
内装改修	作業範囲A 改修	1	式	000,000		
内装改修	作業範囲B 改修	1	式	00,000		
内装改修	作業範囲C 改修	1	式	000,000		
内装改修	作業範囲D 改修	1	式	00,000		
計				0,000,000		

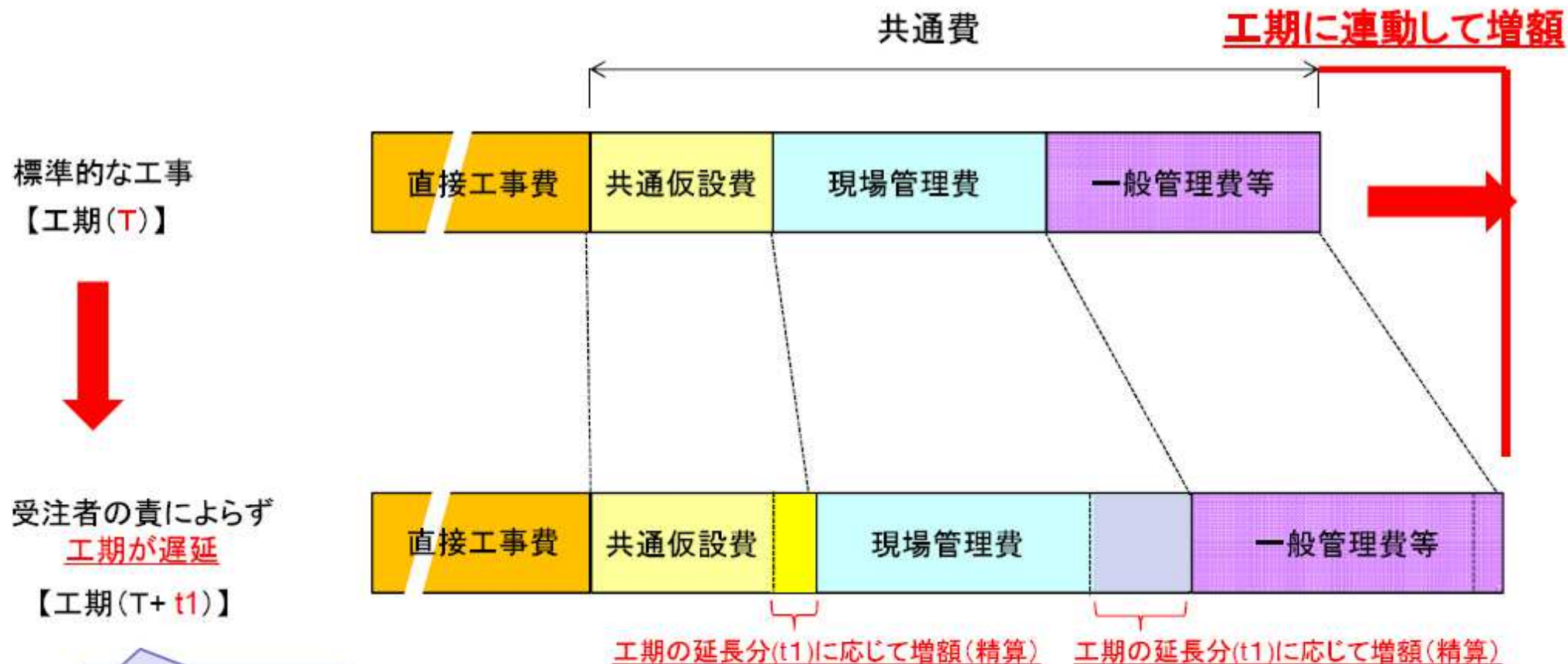
直接工事費 細目別内訳						
科目	数量	単位	単価	金額	備考	
撤去	60	㎡				
撤去	35	m				
撤去	40	㎡				
撤去	20	m				
撤去	90	㎡				
撤去	60	㎡				
撤去	35	m				
撤去	40	㎡				
撤去	20	m				
撤去	90	㎡				
撤去	60	㎡				
撤去	35	m				
撤去	40	㎡				
撤去	20	m				
撤去	90	㎡				
撤去	60	㎡				
計						

作業手順等の明示により、数量が複数工区等に分割されることから、小規模、僅少数量が多くなる

## ○ 工期延長に対応した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定

### 「工期連動型共通費積算方式」

※「公共建築工事共通費積算基準」より



契約変更が必要



# 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」

## 背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつきがあった。

## 入札時積算数量書活用方式

・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

### 概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議※し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用した場合に可能

### 効果

- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与する。
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

## 今後の取組み

- 受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

# 「入札時積算数量書活用方式」の概要

## 本方式の概要

- 入札時積算数量書を入札説明書の別添として公開
- 入札参加者は、入札時積算数量書の積算数量を活用して工事費内訳書を作成
- 契約書において、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の協議等を規定

### 【入札時公開資料】

#### 【設計図書】

図面

仕様書

現場説明書

#### 入札説明書

「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である旨等を明記

#### 入札説明書別添

入札時積算数量書

#### 入札参加者

工事費内訳書

 入札参加者は、発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用  
 ※入札時積算数量書の活用は入札条件ではない

 入札時積算数量書を、契約書に位置づけ  
 (参考資料ではない)

入札

提出

### 【契約】

#### 【設計図書】

図面

現場説明書

仕様書

質問回答書

#### 【工事請負契約書】

「入札時積算数量書」に疑義が生じた場合の確認の請求、受発注者の協議、訂正等について明記

#### 第18条の2第2項

前項(受注者からの確認の請求)は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量が同一であると確認できた場合のみに行うことができる

積算数量に疑義

必要に応じて、協議を行い、「入札時積算数量書」を訂正

必要に応じて、請負代金額の変更

注1)赤字は「入札時積算数量書活用方式」の取組みに関して記載したもの。

注2)入札時積算数量書には、別紙明細は含まない。

# 「営繕工事積算チェックマニュアル」の普及・促進

## 概要

- 積算数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図ることを目的に、積算業務の各過程においてチェックすべき項目や数量確認のための数値指標を整理(H27.3)
- 会議等各種機会を活用した地方公共団体等への普及・促進

## 構成

- 数量算出チェックリスト(例:コンクリートの増打ち部分はきちんと計上しているか)
  - 積算数量調書チェックリスト(例:コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか)
  - 数量チェックシート(例:コンクリート総量は延床面積×(0.8~1.0)の範囲であるか否か)
- ※建築・電気設備・機械設備それぞれ作成(新営・改修とも。なお数量チェックシートは建築のみ)

## 数量積算の概要

### 【設計図書】



計測・計算

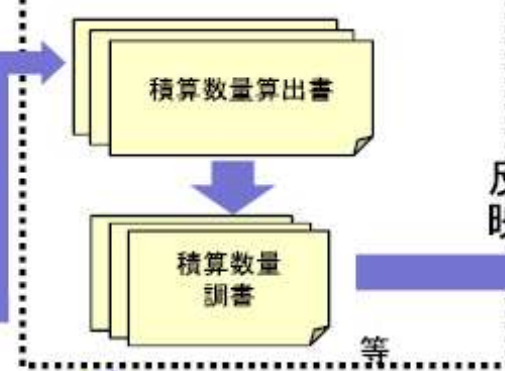
### 設計図書に基づく適正な数量の算出

設計数量	設計図書に表示されている個数や、設計寸法から求める数量
所要数量	《鉄筋材、鉄骨材、木材》 定寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量
計画数量	《仮設、土工等》 設計図書に表示されていない施工計画に基づく数量

設計数量の割増

「公共建築数量積算基準」より

### 【積算数量書】



予定価格内訳書

### 『設計図書の作成』

- ・設計図書間の整合
- ・施工条件の明示

### 『施工計画の作成』

- ・工程計画
- ・仮設計画(揚重機含む)
- ・土工計画(山留め含む)

### 『数量の算出』

「施工条件が明示された設計図書」及び「設計図書を踏まえた施工計画」に基づき、数量の計測、計算を実施

### 『数量等のチェック』

- ・数量を算出するための項目のチェック
- ・算出した数量のチェック 等

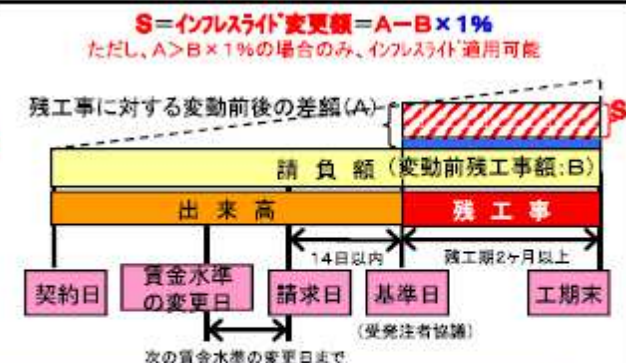
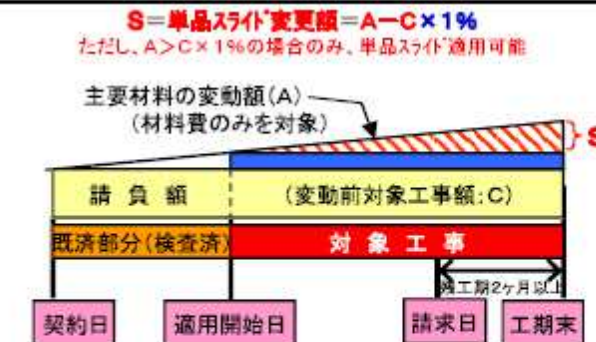
営繕工事  
積算チェック  
マニュアル

# 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

## ○ 契約約款第25条(スライド条項)の適切な運用

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置	
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされた日以降の基準 日の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知(第1次石油危機当時)	

### 概要図



【スライド額】(賃金等変動に対する工事請負契約書第25条6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版))

○ 材料単価、複合単価、市場単価、見積単価の変動価格を算出する

- **学校や庁舎等の公共建築工事**を**确实・円滑**に実施するため、**災害公営住宅の取組みと整合**を取り、**実勢価格や現場実態を的確に反映**した**適正な予定価格**を設定するための**積算手法(『営繕積算方式』等)**の普及・促進

**直轄工事(営繕工事)の積算手法**を地方公共団体へ**情報提供**し、個別相談等に**丁寧に対応**

## 『営繕積算方式』(実施中)

- 適切な**工期設定**や市場価格との乖離が認められる工種の**見積活用** ⇒(※1)
- **現場実態**に合った**共通仮設費**の積上 ⇒(※1)
- **物価上昇**等への的確な対応 ⇒(※2)

## 積算の見える化(強化)

- 「**見積活用方式**」の適用の明確化
  - 入札説明書等に明記
- **共通仮設の積上項目**の明確化
  - 設計図書等への条件明示、公開数量書に明記(設計変更可能)

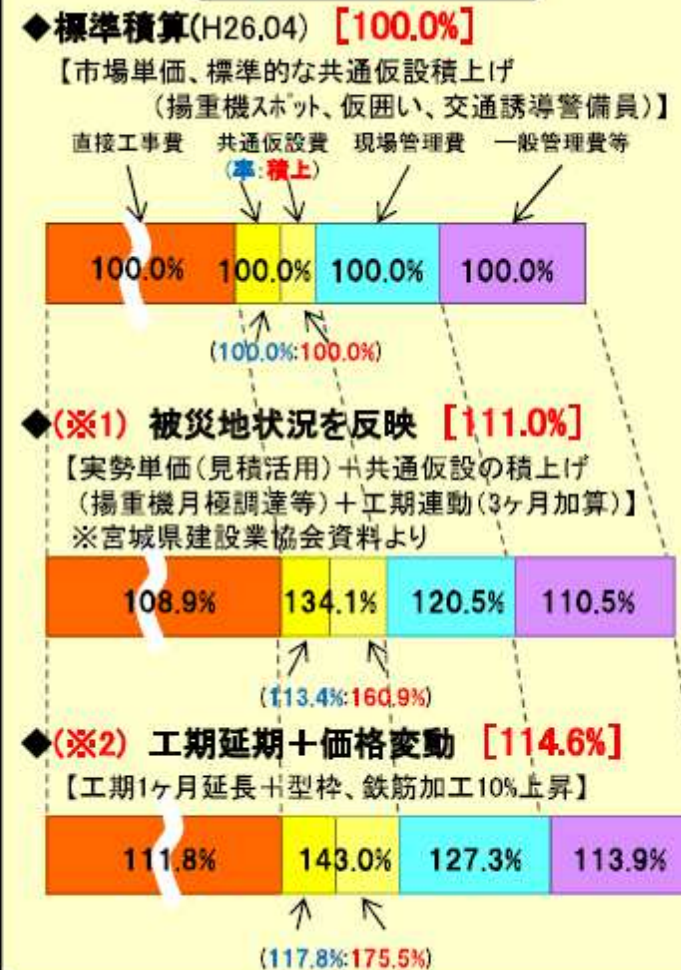
## 共通費の調査(追加)

- 共通仮設費及び現場管理費の実態調査

## 地方公共団体等への普及・促進(強化)

- 「**営繕積算方式**」の活用及び「**積算の見える化**」に関する「**マニュアル**」を作成し、**臨時説明会**を実施
- 「**公共建築相談窓口**」等において、**個別事案の相談**に**丁寧に対応**
- **積算情報(単価等)**の共有
- **設計や建設業の各団体**に**説明会**を実施

## 《 積算例 》



# 施工条件明示の改善

- 官庁営繕工事の改修工事では、入居官署が執務を行いながら施工する機会が多いため、工事の実施に当たっては、それらの制約を踏まえて**工程に関する施工条件を設定することが特に重要。**
- 不調・不落対策として、工程に影響を及ぼす「**施工手順**」を**施工条件として明示し、施工時の負担を軽減。**

## 1. 設計図書(工事請負契約書 第1条)への適切な明示

### 通知済の内容(明示項目等)

施工条件明示について (平成14年5月30日付 国営計第24号)

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期</li> <li><b>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</b></li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</li> <li><b>関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</b></li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設機関</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</li> </ol>
用地関係	.....
公害関係	.....
安全対策関係	.....
⋮	⋮

該当部分の補足



## 今回通知内容(明示方法)

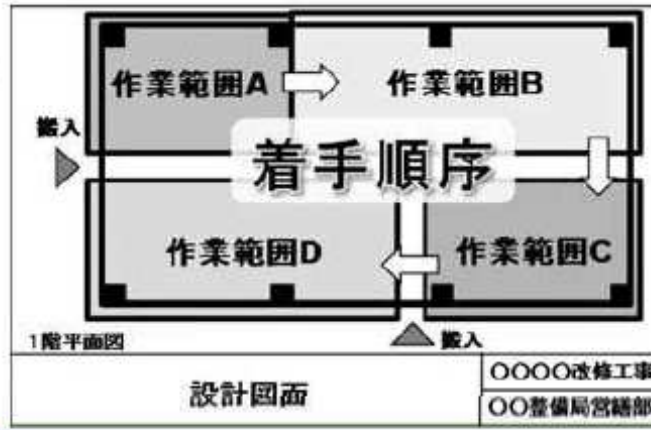
今回通知により改修工事の工程に関する施工条件の明示方法を指定

### ※設計図書への明示のイメージ

・現場説明書による明示



・設計図面による明示



## 2. 現状を踏まえた適切な施工条件の設定

実地調査を実施した上で、改修対象施設の現状を踏まえた適切な施工条件を設定。

# 営繕工事関係図書等の効率化

## 作成文書

- 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針
- 同 実施要領(案)の作成

## 目的

- 工事関係図書及び工事完成図書を明確化することにより、発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的とする。
- 情報通信技術（ICT）を利用することができるものとし、受発注者双方の単純作業を削減し、発注者及び受注者の業務をさらに効率化を図ることを目的とする。

## 実施方針の概要

- 発注者が受注者に提出を求める工事関係図書等の基本的な考え方を示し、それらを体系的に整理
- 効率化にあたり、全国的に統一すべき概念を記載

## 実施要領(案)の概要

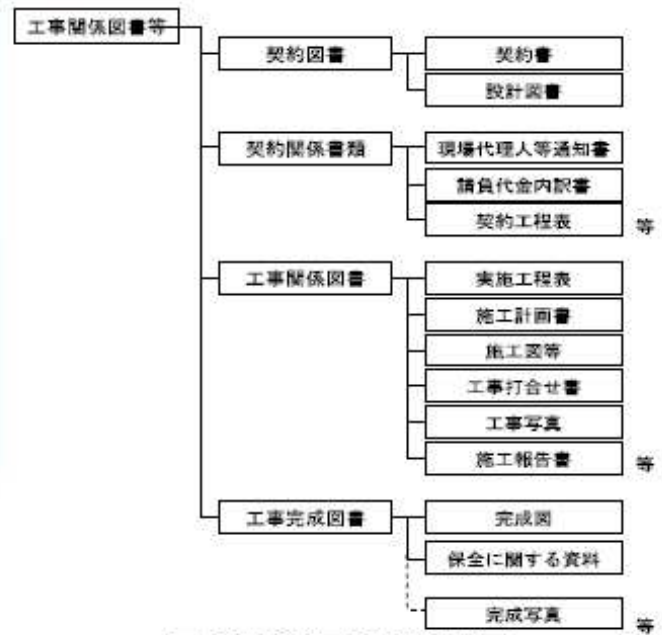
- 効率化についてより具体的な取り組みを示す
- 例えば、工事関係図書の一覧を提示。

## 実施方針,実施要領(案)の形態

- 実施方針は本省で制定し、地整局へ通知
- 実施要領は本省で(案)を作成し、地方局へ参考送付

## 参考 (国交省のHP)

- ~工事関係図書等に関する効率化実施方針  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000012.html)
- 関東地方整備局の取組  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen\\_gijyutu00000018.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html)



工事関係図書等体系図

## 工事関係図書等一覧表(抜粋)

作成時期	種別	工事関係図書等		書類作成の根拠	発注者	受注者	発注者書類作成の位置付け				その他		
		※1 様式 番号	※2 標準書式				※3 書名名称	提出	指示	その他			
工事関係図書	施工体制	—	—	※ 施工管理技術者通知書	標準仕様書	○	○					設計	
		B9	標準2	※ 電気保安技術者通知書	標準仕様書	○	○					設計	
		—	—	工事用電力設備の保安責任者報告	標準仕様書	○	○						
		B9	標準3	技術士通知書	標準仕様書	○	○					設計	
		B10	—	技術資格者通知書	標準仕様書	○	○					設計	
		B13	標準4	緊急連絡体制	建築工事安全施工技術指針	○	○						
		—	—	※ 工事安全計画書	現場説明書	○	○						
		O2	(1)~(5)	標準10 (1)~(5)	※ 施工体制報告書 (別添施工体制台帳)	建設業法第24条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条 標準仕様書	○	○					設計し、工事進行中に開行

# 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『**営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(以下、26年版ガイドライン)**』を策定した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施  
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品質法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、**発注者の責務が明確化**されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な**見直し**を施し、平成27年5月『**営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン**』を改定した。

- ◇主な改正点
  - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
  - ・Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、  
地方公共団体等に対して周知（H27.10月）



# 発注予定情報の提供の工夫① HPへの発注情報の集約

営繕工事発注見通し一覧表をExcel形式で提供

- 一元化により情報取得が容易
- Excel形式のため、特定情報の検索・抽出可能
- 随時最新情報に更新。公告中の工事はオレンジ色に着色するとともに、「公告中」と表示

関東地方整備局トップページ  
http://www.ktr.mlit.go.jp/

営繕事務所ホームページ

リンクをクリック

バナーをクリック

「営繕部ホームページ」に営繕工事発注関連情報を集約

入札契約

営繕工事・業務関連情報

営繕工事発注見通し一覧

営繕工事発注見通し一覧(更新:2017.10.10 [Excel形式])

各事業所発注見通し一覧

建設部事業所 発注見通し一覧(更新:2017.09.20 [Excel形式])

道路部事業所 発注見通し一覧(更新:2017.07.11 [Excel形式])

工務部事業所 発注見通し一覧(更新:2017.07.11 [Excel形式])

新設部事業所 発注見通し一覧(更新:2017.07.11 [Excel形式])

入札公告予定工事概要表(工事・工事概要書)

東京部(練馬区・中野区・板橋区・豊島区・千代田区・新橋区・港区・目黒区・文京区・台東区)

東京西部部(足立区・墨田区・中央区・台東区・荒川区・江東区・江戸川区・千代田区)

東京東部部(葛飾区・江戸川区・足立区・目黒区・台東区・特別区の指定区域以外の区域、山手線以北)

国土部(国土部)

神奈川部(神奈川部)

長野部(長野部)

注記事項

※本ページに公開されている情報は、定期的に更新しておりますが、最新の工事・業務関連情報は、各事業所のホームページに掲載されています。

入札情報サービス(外部サイト)

お知らせ

営繕工事の入札参加申し込みの提出方法の活用方法(見本)活用方法(印刷用)へのリンク(Excel形式)

事業所	工事名称	工事種別(業種)	工事種別(建設種別)	工事種別	工事概要書	入札予定日	発注予定日	公告中	公告完了	備考
建設部	建設部(練馬区)の施設整備工事	建設工事	建設種別(建設)	建設工事	建設部(練馬区)の施設整備工事	2017.10.10	2017.10.10	公告中		
道路部	道路部(墨田区)の施設整備工事	建設工事	建設種別(建設)	建設工事	道路部(墨田区)の施設整備工事	2017.10.10	2017.10.10	公告中		
工務部	工務部(中央区)の施設整備工事	建設工事	建設種別(建設)	建設工事	工務部(中央区)の施設整備工事	2017.10.10	2017.10.10	公告中		
新設部	新設部(台東区)の施設整備工事	建設工事	建設種別(建設)	建設工事	新設部(台東区)の施設整備工事	2017.10.10	2017.10.10	公告中		

一般競争入札の公告(工事)

公告日	申請書の提出期限	開札日	案件名(クリックすると概要書が表示されます)	公告文
平成27年11月10日	平成27年11月27日	平成27年12月10日	建設部(練馬区)の施設整備工事(Excel形式)	公告文(外部サイト)
平成26年11月20日	平成26年11月18日	平成27年11月10日	建設部(墨田区)の施設整備工事(Excel形式)	公告文(外部サイト)
平成26年11月14日	平成26年10月7日	平成26年11月20日	道路部(墨田区)の施設整備工事(Excel形式)	公告文(外部サイト)
平成26年11月14日	平成26年10月14日	平成26年11月27日	建設部(中央区)の施設整備工事(Excel形式)	公告文(外部サイト)
平成26年11月15日	平成26年9月12日	平成26年11月18日	建設部(台東区)の施設整備工事(Excel形式)	公告文(外部サイト)
平成26年11月20日	平成26年9月4日	平成27年11月20日	建設部(千代田区)の施設整備工事(Excel形式)	公告文(外部サイト)
平成26年11月20日	平成26年11月10日	平成26年11月10日	建設部(墨田区)の施設整備工事(Excel形式)	公告文(外部サイト)

公告中の工事は、工事場所別に

- 公告文
- 入札公告等の概要、工事概要書を掲載

発注見通しの新着情報の自動配信を開始(H27.3~)

# RSS へ登録すると 最新情報(営繕工事・業務の発注情報等)が 自動配信されます。

## RSS (アール・エス・エス: Rich Site Summary)

ウェブサイトの情報や記事の見出しを効率よく入手することができるフォーマットです。

これまでは、“その都度”情報更新を確認して頂いておりましたが、RSSの登録により、情報更新の通知が自動配信されますので、工事・業務の発注情報が“より早く・確実に”入手することができます！

- RSS配信を閲覧するため、RSSリーダー又はRSS対応ブラウザ、メールソフト、スマートホン対応アプリを用意してください。
- 国土交通省関東地方整備局で提供しているRSSのURLをRSSリーダー等に読み込んでください。
- 読み込み方法の詳細は、各RSSリーダー等の使用方法にってください。

### ◆ご利用上の注意事項

- 1) RSSの情報更新は必ずしも公表時間とは一致しません。
- 2) RSSリーダーなどの設定方法、機能、動作費用などについては、それぞれの提供元にお問い合わせください。  
(国土交通省関東地方整備局では個別のお問合せには応じられません。)
- 3) RSS配信後、掲載期間の終了等によりページが削除されたり、URLが変更となる場合があります。


関東地整 営繕部

検索 

### ◆お問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局  
営繕部 公共建築相談窓口  
TEL: 048-600-3151 (内線5114または5153)  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/eizen/input.htm>

## 利用方法の一例 ~メールソフト(Outlook)での登録例~

- ①関東地方整備局営繕部ホームページの入札契約情報ページを開き、 をクリックします。
- ②RSSのページから、【URL】をコピーします。
- ③Outlookを開き、【ファイル】メニューから【情報】→【アカウント設定】をクリックし、
- ④【RSSフィード】→【新規】をクリックし、新しいRSSフィードに②の【URL】を貼り付け、登録完了です。
- ⑤新着情報のお知らせが自動的に通知され、リンク先から更新ページを確認することができます。

### ①関東地方整備局営繕部ホームページ



### ④Outlookの【RSSフィード】→【新規】→【URL】貼付



<登録完了>

### ②RSSページ→【URL】をコピー



【URL】をコピー

### ③Outlookの【ファイル】→【情報】→【アカウント設定】



### ⑤Outlook RSSにて新着情報お知らせ



更新情報をメールで通知

# 発注予定情報の提供の工夫③ メール配信サービス

## 概要

- 入札参加者の拡大を図り、円滑な施工の確保を図る観点から、  
官庁営繕工事・業務について、メールマガジンによる発注情報の配信サービスを試行します。
- 官庁営繕工事・業務が公告・公示され次第、概要を配信希望者に送付します。
- 登録は以下のホームページで受け付けます。配信を希望する項目（発注機関、工事・業務の別、工種、施工場所等）が選択可能です。

官庁営繕部 発注情報メール配信サービス [http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html)

官庁営繕部では、営繕工事・業務の最新の調達情報をいち早く入札参加を検討される方々にお届けしていくため「官庁営繕部発注情報メール配信サービス」を試行いたします。無料でご利用いただけますので、是非ご登録をお願いします。

### ■対象となる発注機関と工事・業務種別

発注機関 国土交通省大臣官庁官庁営繕部、北海道開発局営繕部、各地方整備局  
営繕部及び営繕事務所、沖縄総合事務局開発建設部営繕課  
工事種別 建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備(エレベーター)等  
業務種別 設計、工事監理、調査検討、測量・敷地調査

### ■メール配信される発注情報

原則、入札公告日(または公示日)に、[1]~[3]の内容が配信されます。

- [1]工事名称、業務名称
  - [2]工事種別・工事の等級区分・施工場所、または業務種別
  - [3]技術資料(工事)、参加表明書(業務)の提出締切日
- なお、正式な内容は入札情報サービス (<http://www.t-pg>)にてご確認ください。



## メール配信イメージ

件名	「〇〇地方整備局営繕部 発注情報のお知らせ」 または 「〇〇地方整備局営繕部〇〇営繕事務所 発注情報のお知らせ」
本文 (工事)	本日、平成28年〇月〇日、次の工事の入札公告を実施しました。 工事名:「〇〇地方合同庁舎改修16建築その他工事」 工種:建築 等級区分:Cランク 工事場所:●●県〇〇市〇〇1-2-3外1箇所 技術資料の提出締切日:平成28年〇月〇日 詳細は入札情報サービスのページで公開しています。 《 <a href="https://.....jp">https://.....jp</a> 》 また、〇〇地整営繕部のHPでも(公開していますor近日中に公開します)。 《 <a href="https://.....jp">https://.....jp</a> 》 更新・削除は以下のURLにて 《 <a href="https://.....jp">https://.....jp</a> 》

## 配信の流れ

1. 配信希望者が配信登録用HPにて、配信希望内容を登録します(登録情報はASPセンターに保存されます)。
2. 各発注機関(本省・地整営繕部等)が、公告情報(公示情報を含む)をASPセンターに入力します。
3. ASPセンターより、公告情報に合わせた配信希望者にメールが配信されます。

- 公告中の工事については、HPに公告文を掲載するとともに、公告のポイント等を取りまとめた「**入札公告等の概要**」を掲載

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	〇〇(17) 建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	〇〇区〇〇	
工事概要	庁舎(既存) RC-3 約3,800m <sup>2</sup> 耐震改修、屋根防水改修、外壁改修 一式 他	
担当事務所	〇〇営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	H29.〇.〇 / H29.△.△ / H29.□.□	
工期末	H30.▽.▽	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型) / 総合評価落札方式(施工能力評価型I型)	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築C
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成14年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。 . . . . .
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。 . . . . .

# 工事概要書の参考配布

- 小規模改修工事等について、工事内容、施工条件、採用している円滑な施工確保のための対策や取組について明示し、公告時に「**工事概要書**」(参考資料)として配付 (※ **施工上の留意事項、手順などを明示**)

## 工事概要書(ひな形)

「〇〇庁舎(16)建築改修その他工事」の概要(参考) ※ 建築(耐震改修工事)の例

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、〇〇庁舎(〇〇市〇一〇)において、大規模地震時に当庁舎を利用する方々の安全を確保するため、必要な耐震性能を満たすための改修を行うとともに、便所改修や建具改修を併せて行うものです。

#### (1) 主な工事内容

- ・既存RC壁の開口の一部を塞ぎ、RC増打ち壁を新設する耐震改修(階段室:1箇所)及び既存RC壁へのスリット(建具)新設(1階:1箇所、2階:1箇所)と、それに伴う内装改修
- ・便所全体の改修(1、2階)、湯沸室の改修(2階)、給排水衛生設備等の撤去・新設
- ・既存アルミ建具かぶせ工法による建具改修(1階:1箇所、2階:3箇所)

#### (2) 施工時期、施工時間、施工手順(想定)

- ・北面は枠組足場、西面は平屋部分の屋上に脚立足場にて施工することを想定しています。
- ・来庁者、通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。(現場説明書参照)
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、〇〇図を参照してください。

### 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価(平成28年2月)」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、現場条件や実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

#### (3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijiyutu/index00000001.html>

#### (4) 主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任を要しません。

また、これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は要しません。

■ **施設整備の必要性、社会的要請等について記載**

■ **工事内容のポイントを明示**

■ **現場条件、施工上の留意点を記載**

■ **積算に反映している施工手順等を明示**

■ **円滑な施工確保のために実施する対策や取組を記載**

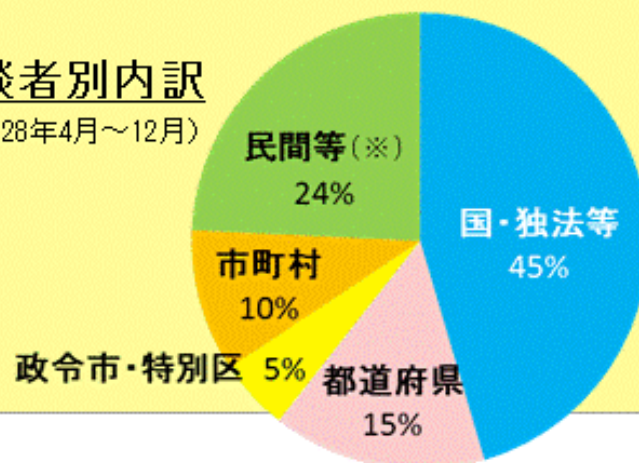
## 相談窓口について

- 国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設
- 平成14年から、公共建築に関する相談窓口を以下に統一的に設置  
(国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

## 相談者等

- 平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)は、延べ2,488件の相談を受付
- 平成28年度4月～12月は、延べ1,993件の相談を受付

**相談者別内訳**  
(平成28年4月～12月)



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等



## 相談内容等

- 主な相談内容
  - ・企画・予算措置
  - ・発注・実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
  - ・保全
  - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等
- 情報提供可能な直轄営繕工事の取組
  - ・適正な予定価格の設定方法
  - ・適切な工期設定の考え方
  - ・適切な設計変更
  - ・施工時期の平準化 等



組織	窓口	電話	内線	対象地域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730 北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	— 岩手県 青森県 秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、
		計画課課長補佐		5153 東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	— 埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	— 千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	— 山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	— 栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	— 神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	— 長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	— 新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	— 石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	— 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	— 静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153
		保全指導・監督室	06-6443-1791	— 大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	— 京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	— 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	— 岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐		5513
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	— 熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	— 鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152 沖縄県